平成２３年（フ）第２７号
愛媛県今治市大西町新町甲570番地　金光住宅Ｂ305号、住民票上の住所愛媛県西条市ひうち８番地６
債務者　石川　仁丸
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３４号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削450番地
債務者　本村　　学
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３３３号
静岡県磐田市長森310番地
債務者　伊藤　高康
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
熊本県八代市迎町513番地３
債務者　畑中みよ子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１８０号
釧路市昭和南５丁目26番９号
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３６９号
栃木県宇都宮市若草３丁目６番22号　ガーデンハウスＡ202
債務者　松山　明男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１９号
栃木県宇都宮市若松原１丁目６番32号　山崎マンション102、前住所栃木県宇都宮市西川田本町４丁目26番８号　レオパレスアムール102
債務者　渡邉　健彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４１号
栃木県宇都宮市平出町3524番地
債務者　井ヶ田加津美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４４号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3967番地
債務者　磯　　高志
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市今泉３丁目６番６号
債務者　津久井義彦
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８１４号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町93番地
債務者　石塚　秀幸
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０５号
静岡市葵区人宿町２丁目６番地の７　コーポ清月203号
債務者　午来　義徳
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９１号
静岡市駿河区下川原４丁目６番18号
債務者　福地　敬吾
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９７号
静岡県牧之原市静波1066番地27
債務者　水井新太郎
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９３号
静岡県焼津市祢宜島494番地
債務者　石上　友弘
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２号
岡山市南区藤田668番地15
債務者　野田　真樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部